

浦安市  
中小企業者等事業継続給付金  
申請要領

令和2年5月18日

## 浦安市中小企業者等事業継続給付金について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けた市内の中小企業者等（個人事業者含む）の事業の継続・雇用の維持を支援するための資金を給付します。

## 給付額について

法人・個人事業者ともに10万円

## 給付金の申請期間

令和2年5月15日から令和3年1月31日

## 対象者について

◎以下の条件を満たす事業者

- ①令和元年12月31日以前から、浦安市内に事業所があり、事業により収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある、中小企業者・その他の法人・個人事業者。法人については、以下の要件のいずれかを令和2年4月1日時点にて満たすこと。（ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員である事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。）
  - ・資本金の額又は出資の総額が3億円以下であること
  - ・常時使用する従業員の数が300人以下であること

②令和2年1月から令和2年12月の間の任意のひと月が、感染症拡大の影響により、前年同月と比較して事業収入が50%以上減少していること

※創業特例として、申請する売上減少月の前年同月に創業を開始していない場合は、法人設立・開業月から令和元年12月までの月平均の売上と令和2年中の任意の減少月の売上を比較することができる。(次頁参照)

③令和2年4月1日時点において、浦安市税に課税があり、滞納がないこと。

### **不給付対象について**

◎以下に該当する事業者については、給付対象外となります。

①国、法人税法別表第一に規定する公共法人

②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該事業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者

③政治団体

④宗教上の組織若しくは団体

⑤上記のほか、給付金の目的に照らして適当でないと市長が判断する者

～売上減少分の算出方法～

2020年の売上が減少している任意のひと月と前年同月を比較し、50%減少しているかを確認

(例) 5月を比較

$$20\text{万円 (2020年5月売上)} \div 50\text{万円 (2019年5月売上)} \\ \times 100 - 100 = \blacktriangle 60\% \geq \blacktriangle 50\%$$

前年同月より売上が60%減少しているので、支給の対象となる

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2019	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万
2020	45万	40万	40万	30万	20万	30万	30万	30万	30万	30万	30万	30万

≪申請する売上減少月の前年同月に創業を開始していない場合のみ≫

2019年の月平均売上を算出し、2020年の任意のひと月と比較

(例) 5月を減少月として申請したいが、前年10月に創業した場合

$$25\text{万 (2020年5月売上)} \div \frac{(40\text{万}+50\text{万}+60\text{万}) \div 3} \\ \times 100 - 100 = \blacktriangle 50\% \geq \blacktriangle 50\%$$

2019年の月平均より売上が50%減少しているので、支給の対象となる

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2019	/	/	/	/	/	/	/	/	/	40万	50万	60万
2020	45万	40万	40万	30万	25万	30万	30万	30万	30万	30万	30万	30万

## ～申請の流れ～

- ①給付の対象となるかを確認
- ②浦安市 HP より申請書一式（別紙参照）をダウンロードし、必要事項を記入
- ③添付書類を確認（別紙参照）
- ④下記まで郵送で提出
- ⑤審査後、交付決定がされた事業者に交付決定通知書の送付及び申請された口座へ振込

### ※申請方法について

申請書の提出につきましては、新型コロナウイルス感染症予防のため、郵送での申請とさせていただきます。

#### 【申請書類送付先及び連絡先】

279-8501

浦安市猫実1-1-1

浦安市役所 商工観光課

中小企業者等事業継続給付金担当

電話：047-351-1111

（内線 14611・14612）

MAIL：shoukoukankou@city.urayasu.lg.jp

市 HP



## 申請時提出書類一覧

対象	NO	提出書類
共通	1	浦安市中小企業者等事業継続給付金交付申請書兼請求書
	2	浦安市中小企業者等事業継続給付金事業者概要書（市指定）
	3	浦安市中小企業者等事業継続給付金用売上台帳表（市指定）
	4	国の持続化給付金 もしくは 千葉県中小企業再建支援金の 交付決定通知書の写し ※交付決定通知をお持ちの方のみ
	5	通帳の写し（オモテ面、通帳を開いた1・2ページの両方） ・法人の場合は法人名義のもの ・個人事業主の場合は申請者本人のもの
法人	6	直近の事業年度の 確定申告書別表一の控への写し ※① （収受日付印が押されているもの、e-Taxの場合はこれに相当するもの） 及び 法人事業概況説明書の1、2枚目の控への写し ※比較月が直近の事業年度に含まれていない場合は、当該年度の上記書類も 追加で提出すること
	7	《平成31年1月1日以降に設立した法人のみ》 履歴事項全部証明書（発行から3か月以内のもの） ※写しても可 ※登記情報提供サービスにより発行される商業・法人登記情報でも可
個人事業者	8	《青色申告の場合》 2019年分の確定申告書第一表の控への写し （収受日付印が押されているもの、e-Taxの場合はこれに相当するもの） 及び 所得税青色申告決算書の1、2枚目の控への写し  《白色申告の場合》 2019年分の確定申告書第一表の控への写し （収受日付印が押されているもの、e-Taxの場合はこれに相当するもの）
	9	個人事業の開業・廃業等届出書の控への写し ※もしくは浦安市内で事業をしており、かつ開業日がわかる書類
	10	保険証の写し

※① 確定申告を必要としない法人については、次頁参照

## 確定申告を必要としない法人

給付の対象となる法人のうち、法人税法別表第二に該当する公益法人等やNPO法人等の法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人については、確定申告書の代わりに以下の証明書類と添付書類を提出していただくことにより、申請ができます。

**証明書類** 以下のうちいずれか

- 事業活動収支計算書
- 事業活動計算書
- 正味財産増減計算書
- その他、直前の事業年度の年間収入が分かる書類

**添付書類** 以下のうちいずれか

- 履歴事項全部証明書（設立時期に関わらず）
- 根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることが分かる書類

# 【給付対象フローチャート】

